

東京都が補聴器の購入を補助する「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」と市区町村の取組み

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

東京都は令和6年度より「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」を実施する。障害者手帳の交付対象になれない高齢の難聴者に対する補聴器の購入費用の補助なども事業に盛り込まれている。

そこで、ファミリー補聴器という認定補聴器専門店がそのHPで「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」と、従来の「高齢社会対策区市町村包括補助事業」との違いを解説しているので、この解説を引用しながら東京都の事業や特別区や市町村の取組みについて報告したいと思う。

1. 東京都の事業について

(1) 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

① 補聴器購入助成制度について

高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業では、区市町村が高齢者を対象とした補聴器購入費助成制度を実施する場合、その費用の1/2を東京都が補助。

令和5年度までも、都内の区市町村が補聴器購入費助成制度を実施する際は「高齢社会対策区市町村包括補助事業」によって費用の1/2の補助を受けることができた。この包括補助事業では高齢社会対策に係る様々な取り組みを補助しており、補聴器購入助成制度も対象として認められていたが、令和6年度から、補聴器の購入助成は独立した新規の事業として補助が開始される。

② 普及啓発について

高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業では、区市町村が加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保の推進や介護予防に係る普及啓発を実施する場合、その費用の10/10を東京都が補助する。

Japan Hearing Vision は日本の難聴対策の重要な指標の一つになりつつある。Japan Hearing Vision では難聴対策をフレイル予防・認知症対策の一環として捉えており、以下のような取り組みの推進を目指している。

- ・加齢性の難聴に関する十分な情報の提供
- ・早期に耳鼻咽喉科を受診することの重要性の啓発
- ・補聴器の適切な購入・利用等についての啓発

ファミリー補聴器は、「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業における普及啓発の補助も、Japan Hearing Vision の考え方に倣うのではないかと予想される」としている。

〈2〉 高齢社会対策区市町村包括補助事業との違い

ファミリー補聴器は、「令和6年度から始まる「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」は、区市町村が補聴器助成制度を行う際にその費用の1/2を補助するという点において、従来の「高齢社会対策区市町村包括補助事業」と同様の制度とも言える。

ファミリー補聴器は、この二つの事業の違いについて、それぞれの特徴をまとめている。

- 高齢社会対策区市町村包括補助事業の特徴
 - ・ 地域の実情に応じた高齢社会の課題解決を目的としている
 - ・ いくつかの指定された事業と、その他の独自の事業に対して補助を行う
 - ・ 区市町村の補聴器購入助成制度は「その他」の事業として位置づけられている
- 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業の特徴
 - ・ 加齢性難聴の高齢者の介護予防のため、コミュニケーション機会の推進を目的としている
 - ・ 加齢性難聴の早期発見・早期対応に係る区市町村の取組を支援する
 - ・ 区市町村の補聴器購入助成制度が指定の事業として位置づけられている。
 - ・ 補聴器購入費の助成は、従来の事業では高齢社会対策の「その他」として位置づけられていたが、令和6年度からは明確に制度化された形となる

2. 都内自治体の補聴器購入助成の取組み

(1) 特別区

23 区の状況は以下のとおり、2 つの区が令和 6 年度より新規事業化することによって、全 23 区で補聴器購入助成の取組みが行われることになる。6 年度新規事業化の 2 区は以下のとおりである。なお、身体障害者手帳を持つ方には補装具費として補聴器が支給されるので、身体障害者手帳を持つ方はこの制度の対象外である。

- ・ 世田谷区（中等度難聴者に対する補聴器購入助成）
- ・ 中野区（高齢者補聴器購入費助成）

世田谷区は、「中等度」というように対象を「高齢者」に限定していないところに特徴がある。なおこの 2 区もふくめて、対象者、助成額、申請方法等、各区によって異なるので、詳細はホームページや担当部署に問い合わせるなど、確認していただきたい。

〈2〉市町村

市町村の補聴器購入費助成状況についてHPで検索した結果、下記の6市2村で取り組まれていることが分かった。

- ・三鷹市（補聴器購入費助成事業）
- ・府中市（高齢者補聴器購入費助成事業）
- ・調布市（中等度難聴者補聴器購入費助成）
- ・小金井市（高齢者補聴器購入費助成事業）
- ・日野市（高齢者補聴器購入費助成事業）
- ・東大和市（高齢者補聴器購入費助成）
- ・利島村（高齢者補聴器購入費助成事業）
- ・三宅村（高齢者補聴器購入費助成事業）

3. 今後の課題

ファミリー補聴器は、都の「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業における補聴器補助」については、65歳以上かつ非課税世帯に該当する方に対する助成制度に対して補助を行うようだ」としている。かりに対象が「非課税世帯」ということになれば、対象者は限定される。またすでに実施している区市などをみると高齢者だけでなく、「中等度難聴者」として対象を拡大しているところもある。

都の制度ができるだけ対象者を限定しない方向で具体化されることを求めたい。そして、そのことによって補聴器購入費助成制度に取り組む自治体が増加することを期待したい。

<参考資料>

■ファミリー補聴器HP

<https://hochoki.family-megane.co.jp/subsidy/communication/>